

【取扱い厳重注意】

平成23年9月8日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 齊藤 修啓

平成23年9月8日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

放射線影響協会 放射線業務従事者中央登録センター 佐藤肇 センター長
同 伊藤敦夫 部長

2 聴取日時

平成23年9月8日午後1時00分頃から同日午後2時00分頃まで

3 聴取場所

千代田区鍛冶町1-9-16

4 聴取者

齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

放射線業務従事者の中央登録管理制度について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

被聴取者の佐藤肇氏は、放射線業務従事者の中央登録管理を行う財団法人放射線影響協会に置かれる放射線業務従事者中央登録センターのセンター長である。伊藤敦夫氏は、同センターの部長である。

2. 放射線業務従事者中央登録センターについて

放射線業務従事者中央登録センターは、JAEA、日本原燃、10の電力会社、燃料加工業者、元請メーカーやその他放射線管理手帳発効機関等が資金を出し合って運営されている。その目的は、作業員に一元的な管理番号を与えることと、線量のデータを保管することである。センターが放射線管理手帳の発行を認めた機関は70機関ほどあり、各機関が2か所程度の発行窓口を持っている。雇用者が作業員になる人の情報を添えて発効機関に手帳を申請すると、センターから発効機関に対して自動的に番号が送られ、機関から手帳が発行されることになる。

センターに対しては、原子力施設から毎年5月ごろに、個人ごとに何日から何日まで管理区域で働いていたかというデータと1年間に何mSvの放射線を浴びたかという前年度のデータが送られてくる。原子力施設からは、作業員に対しては線量を知らせる義務があるが、センターに対して記録を送付する義務はない。センターへの記録の送付については、センターと各原子力施設との契約に基づいている。センターに送られてくるのは1年単位の数値なので、作業員が日々の線量を知る時には手帳を見る。手帳には、作業ごとの線量が記されるが、雇用者が責任を持って放射線管理記録の原簿から写した情報を書くことになっている。また、5年ごとに各原子力施設からセンターに原簿が引き渡されるが、センターは記録の引き渡し機関として厚労大臣、文科大臣、経産大臣から認定を受けている。引き渡された記録は、マイクロフィルムの形で残すほか、原本も倉庫で保管している。

手帳には線量の他に健康診断の受診日等も記されるが、いずれかの欄が一杯になったら新しい手帳を発行する。使い終わった手帳は各自で保管することとなり、別の原子力施設で働く時には最新のもののみを持っていく。

3. 手帳の位置づけについて

放射線業務従事者が管理区域で働くためには、放射線業務従事者としての指定（電離則4,5条）、教育（電離則52条7）と健康診断（電離則56条）が必要だというのは電離放射線障害防止規則で規定されているが、手帳を持っていないなければならないというのは法に基づいているわけではない。しかし、制度参加事業者間の取り決めである「放射線管理手帳運用要領・記入要領」では、「事業者は、原子力事業所で作業員を放射線業務に従事させる場合は、手帳が正しく記入されていることを確認し、作業員に手帳を携行させる」と定めている。事故後の福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の場合は、サイト全体が管理区域と同等になっており、平時ならば手帳を持って作業をしなくてはならない状況だった。

【取扱い嚴重注意】

4. 1F での手帳の発行の遅れについて

1F では、アトックスや千代田テクノル等 7 社の発効機関で手帳の申請をしていた。また、東芝や日立、東電環境等の大きな協力会社の中には自身が発効機関として認められているところもある。3 月 11 日後には、多くの発効機関で業務ができなくなり、実際に 3 月は手帳の発行数が平年比で 3 割も減った。手帳発行数はその後、4 月には平年レベルに戻り、5 月は 2 倍、6 月は 3 倍、7 月、8 月は 4 倍となっている。通常、手帳の発行は毎年 1 万件程度で、1 か所で発行するのは多くても月当たり 5 件から 7 件程度である。申請から約 1 週間で発行できる。

本人の身分確認と二重登録がないことの確認に時間がかかるため、大量に申請が来ても 1 か所で月に何十件も発行をすることはできない。特に平成 20 年 6 月に身分を偽った 18 歳未満の作業員を原発で働かせていたのが発覚してからは身分確認を厳しくした。対して中央登録センターのコンピュータは、申請に対して自動的に番号を通知するだけなので月に何万件でも対処できる。センターがボトルネックになるということはない。

[Redacted text block]

1. 主な原子力施設における被ばく

線量管理体制

1. 国における管理

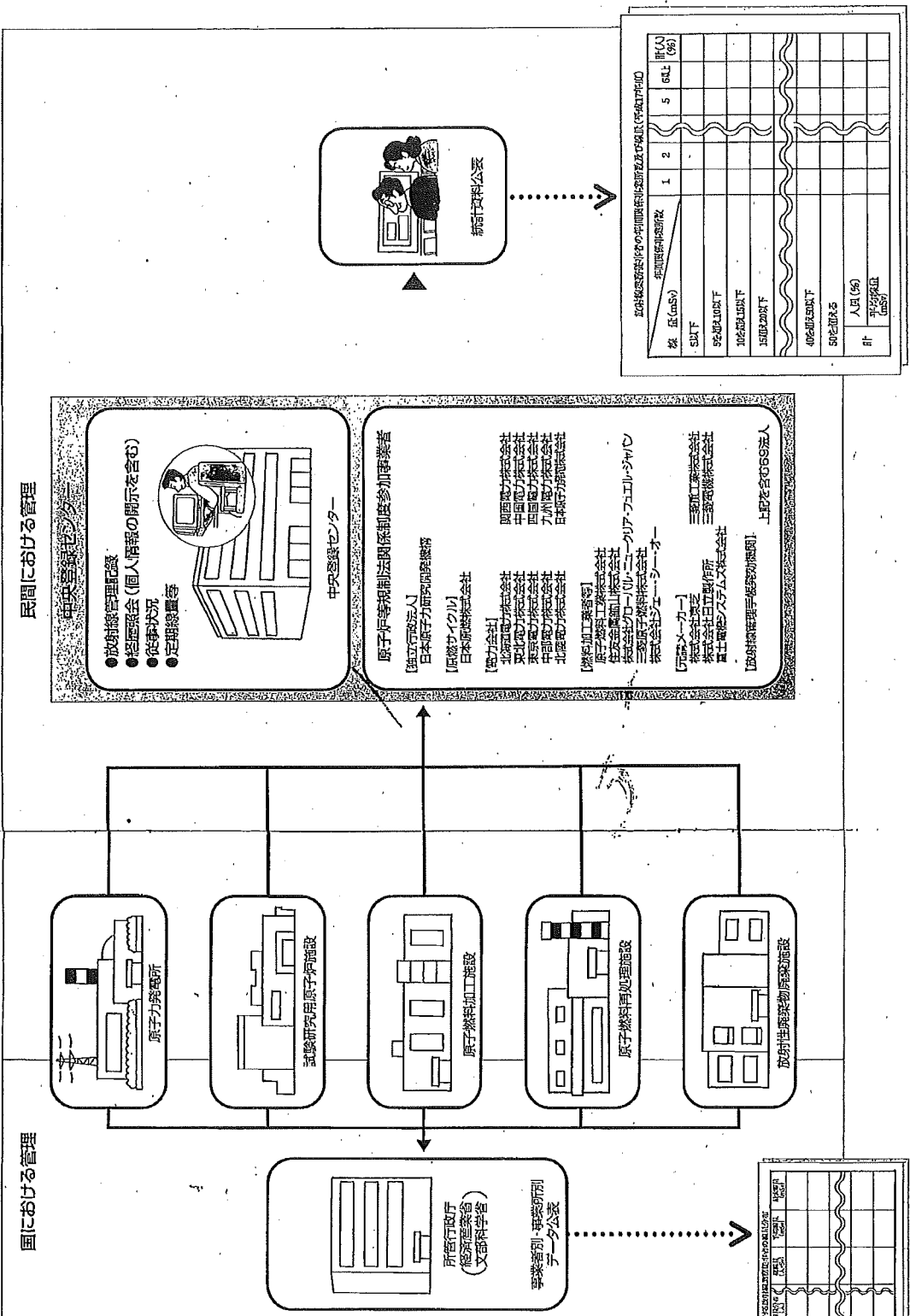
原子力発電所、試験研究用原子炉施設、原子燃料加工施設、原子燃料再処理施設、放射性廃棄物廃棄施設等を用いる原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、作業に従事する者の被ばく線量を法令に定める限度を超えないよう管理することが義務づけられています。

また、これらの管理状況は、事業者毎に当該事業所における被ばく線量について放射線管理報告書として所管行政庁に報告する等の管理が義務づけられ、これらは所管行政庁において取りまとめ公表されています。

原子力事業者は、法令による規制を守るため、原子力事業者を中心とした被ばく線量登録管理制度を設け、管理を行っています。これらの管理の内容は、手帳の発行・管理、原子力施設での放射線業務従事状況、被ばく線量の集計等に従事者個人ごとに管理されています。

この制度は、中央登録センターが中心となり、原子力事業者、放射線管理手帳発給機関、事業者(雇用主)によって構成され、各々が役割を分担して運営されています。

また、この管理状況は、従事者個人の履歴把握等のための総覧照会等により活用されています。特に被ばく線量については、放射線業務従事者の年間関係事業所数及び被ばく線量資料として公表されています。



被ばく線量資料の刊行関係機関及び機関 (PRACTICE)

機関名	1	2	3	4	5	計 (%)
被ばく線量資料						
以下						
92名以下						
10名以下						
150名以下						
40名以下						
50名以下						
計						
人員 (%)						
事業所数 (%)						

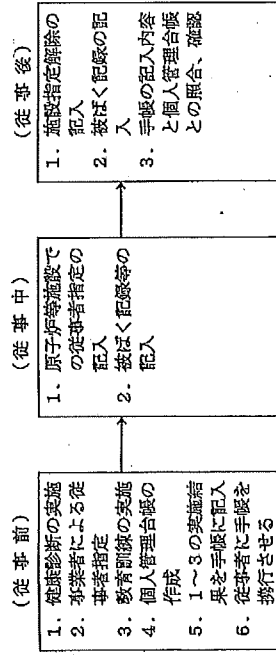
被ばく線量資料の刊行関係機関及び機関 (PRACTICE)

機関名	1	2	3	4	5	計 (%)
被ばく線量資料						
以下						
92名以下						
10名以下						
150名以下						
40名以下						
50名以下						
計						
人員 (%)						
事業所数 (%)						

2. 手帳運用時の取扱方法（放射線業務に従事させるには）

- (1) 原子力事業所で放射線業務に従事する場合
 - ① 放射線業務従事前
 - (ア) 事業者は、電離計にもとづき健康診断、従事者指定および放射線防護教育を実施し、その結果を手帳の所定各欄に記入する。
 - (a) 健康診断
 - 電離放射線健康診断の年月日、検査項目およびその結果
 - (b) 事業者による従事者指定
 - 放射線業務従事者として指定した年月日および事業者・印
 - (c) 放射線防護教育歴
 - 放射線業務に関する安全および衛生の教育訓練の実施年月日、実施者（主催者）および教育内容
 - (イ) 事業者は、従事者に指定した作業者の個人管理台帳を作成し、前項の内容等を記録する。
 - (ウ) 事業者は、原子力事業所で作業者を放射線業務に従事させる場合は、手帳が正しく記入されていることを確認し、作業者に手帳を移行させる。
 - また、事業者は、作業者に対して従事する場所での手帳の取扱いについて、あらかじめ周知する。
 - なお、「H. 放射線防護教育歴」欄で、継続発行時に有効な教育項目が多数あり、全部を転記すると継続発行の手帳で記載欄が不足する場合は、全数を転記せずに、該当する教育が有効な期間において、旧手帳を持参することでもよい。

放射線業務に従事する場合の実施事項



手帳の記入

記入要領（P68）を参照のこと。

手帳移行時の確認事項

次の各欄が正しく記入されていること。

- (ア) E. 被ばく履歴
- (イ) F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除
- (ウ) G. 被ばく歴および原子力等施設での従事者指定・解除
- (エ) H. 放射線防護教育歴

手帳取扱の周知事項

次の事項を周知すること。

- (ア) 記入内容の確認
- (イ) 作業時の手帳持参と取扱方法
- (ウ) 手帳の記入者
- (エ) 紛失時等の取扱
- (オ) 記入内容変更時の取扱

9) 電離放射線障害防止規則第56条（健康診断）

10) 電離放射線障害防止規則第4条、5条（放射線業務従事者の被ばく限度）

放射線業務従事者に係る登録等の概況

平成23年8月末現在

登録件数 (単位:件)

平成23年9月8日

項目	年度	年度計	3月末累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
従事者(個人識別)の登録	H23		(476,921)	1,551	2,403	3,367	4,114	2,745								14,180
	H22	11,296	462,741	1,782	1,211	1,014	935	739	645	798	952	959	895	819	547	11,296
	H21	12,472	451,445	1,868	1,279	1,511	1,310	1,273	1,027	783	662	613	579	711	846	12,472
	H20	13,441	438,973	1,534	1,022	856	1,019	1,247	1,091	1,166	945	783	1,133	1,460	1,185	13,441
	H19	11,692	425,532	1,589	842	820	859	669	792	837	833	812	1,142	1,264	1,233	11,692
放射線管理手帳発行の登録	H23	14,103	(418,890)	1,544	2,358	3,378	4,124	2,699								14,103
	H22	10,543	404,787	1,667	1,188	926	830	632	568	714	910	929	858	800	521	10,543
	H21	12,049	394,244	1,802	1,204	1,478	1,275	1,310	970	769	631	598	568	681	763	12,049
	H20	12,806	382,195	1,509	1,005	838	912	1,167	1,032	1,100	900	710	1,068	1,423	1,142	12,806
	H19	11,076	369,389	1,491	850	741	831	614	747	757	769	754	1,106	1,217	1,199	11,076
従事者指定の登録	H23		(2,317,748)	4,615	6,227	5,948	5,465	5,936								28,191
	H22	78,955	2,289,557	6,624	5,149	8,299	6,452	6,704	5,605	5,730	7,008	7,036	8,026	7,073	5,249	78,955
	H21	81,573	2,207,984	7,796	6,691	6,694	6,903	6,391	10,067	5,866	5,449	5,552	6,421	5,636	8,107	81,573
	H20	79,636	2,128,348	8,353	5,429	6,148	6,259	5,747	8,071	6,852	7,238	5,383	5,435	7,642	7,079	79,636
	H19	79,190	2,049,158	8,160	7,239	5,250	6,403	5,912	6,553	6,550	5,911	5,658	6,886	6,531	8,137	79,190
従事者指定の解除 及び 放射線管理記録の引渡し	H23		(2,259,155)	7,079	8,074	4,291	4,329	6,201								29,974
	H22	74,358	2,229,181	9,420	6,536	5,308	6,140	6,468	6,239	6,237	6,528	7,336	5,094	4,933	4,119	74,358
	H21	79,204	2,149,977	7,105	6,653	6,104	5,800	7,250	6,228	6,457	6,928	7,439	7,260	6,356	5,624	79,204
	H20	78,745	2,071,232	6,580	9,087	6,968	6,803	8,068	5,412	3,993	5,020	8,113	5,270	7,479	5,952	78,745
	H19	7,380	2,063,852	6,869	8,215	5,492	5,575	7,284	6,632	6,101	5,781	5,985	6,460	5,517	3,889	73,800
定期線量(年間線量)の登録	H23		(2,788,897)	0	0	0	0	0								0
	H22	111,678	2,788,897	0	0	111,678	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111,678
	H21	108,044	2,680,853	0	0	108,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,044
	H20	101,232	2,579,621	0	0	101,230	0	0	0	0	0	2	0	0	0	101,232
	H19	93,368	2,486,253	0	0	93,367	0	1	0	0	0	0	0	0	0	93,368
経歴照会に対する回答	H23		(846,298)	15,745	13,505	11,825	8,347	6,273								55,695
	H22	71,670	790,603	10,898	7,846	7,585	6,388	3,622	4,224	5,577	4,361	4,774	5,013	5,860	5,522	71,670
	H21	69,943	720,660	11,031	7,710	10,675	6,798	4,140	4,464	4,335	4,439	2,962	3,511	4,209	5,669	69,943
	H20	75,065	645,595	9,422	7,542	7,323	6,078	5,342	6,929	6,180	4,121	4,025	4,892	6,859	6,352	75,065
	H19	65,276	580,319	9,655	6,285	5,835	6,826	5,476	5,348	4,871	3,445	3,128	5,559	4,502	4,346	65,276